

## 明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金交付要綱

### (事業の趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大により経営が困難となっている明日香村内で飲食事業等を行う事業者に対して適切な感染対策を促すことにより、利用者の安全・安心を確保するための取り組みについて支援する明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金（以下、「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、明日香村補助金等交付要綱（平成16年要綱第5号。以下「補助金要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号いづれかに掲げる条件を満たす法人、又は個人事業主とする。

- (1) 奈良県新型コロナウイルス感染拡大防止施設支援補助金を受給した、飲食店営業又は喫茶店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（以下「飲食店等」という。）を営む事業者
- (2) 前号に該当しない、感染症拡大防止のため、利用者の安全・安心を確保する取り組みを実施している飲食店等を営む事業者
- (3) 感染症拡大防止のため、利用者の安全・安心を確保する取り組みを実施している土産店等を営む事業者

2 交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 明日香村内に事業所のある事業者
- (2) 今後も事業を継続する意思がある事業者
- (3) 明日香村税等（村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）の滞納がない事業者

3 前項の規定にかかわらず次の各号で掲げるものは、交付対象外とする。

- (1) 既に本補助金の交付を受けた事業所
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条及び、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条に基づく許可を受けた法人又は個人事業主
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団密接関係者
- (4) その他、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと村長が判断する者

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、経費の種別に応じ、別表第1に定める経費であって、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに支出されたものとする。この場合において、既に奈良県の補助制度等、他の補助支援を受けている場合は、補助対象経費の額から既交付額を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が新型コロナウイルス感染症防止対策として不適當であると認めた経費は、補助の対象としない。

(補助金の補助率及び上限額)

第4条 補助金の補助率及び上限額は、別表第2に掲げるものとする。

ただし、前条第1項に定める交付を受けた者については、別表第2に定める金額から既交付額を除いた額を交付する。

(補助金の申請受付開始日及び申請期限)

第5条 補助金に係る申請受付開始日は、令和3年5月25日とする。

2 申請期限は、令和3年9月30日とする。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金交付申請書（様式第1号）及び明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金収支予算書（様式第2号）に必要書類を添付し、村長が定める日までに、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付要件を満たし適当と認めたときは、交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対して、明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の記載、法令に反する等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他村長が取消す必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 村長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付決定者に対して返還を命じることができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助対象事業が完了した時は、速やかに明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金実績報告書(様式第4号)及び明日香村飲食事業者等受入環境整備支援補助金収支報告書(様式第5号)に必要書類を添付し、村長が定める日までに、村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、速やかに審査・検査を実施し、適当と認める場合は、飲食事業者等受入環境整備支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の交付確定通知書を受領した交付決定者は、飲食事業者等受入環境整備支援補助金請求書(様式第7号)を村長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の整理)

第13条 交付決定者は、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにした収入及び支出に関する帳簿を整理し、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、村長の承認を受けないで、この要綱の趣旨に反する使用、及び、譲渡・交換・貸付、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	飲食店等事業者が実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費
対 象 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気清浄機等の除菌設備の導入</li> <li>・ 衛生環境改善のためのトイレ等の設備改修</li> <li>・ 非接触式温度計等の接触防止対策設備の導入 等</li> </ul> ※「継続して感染防止対策に資する投資に対する補助」という視点から、消耗品費（消毒用アルコール等）、リース料、ランニングコスト相当分（換気扇のクリーニング代等）は対象外とする。

別表第2（第4条関係）

補助率	10/10 以内
上限額	交付対象者が営む補助対象施設のうち、店内席数が20席以内（席数を有さない飲食店及び土産店等を含む）は200,000円 上記席数を超える場合は、超過分10席ごとに50,000円を加算 ※店内席数についての上限はなし